

# ひなたいち総合規約

制定・施行日：2026年5月22日

ひなたいち運営

---

# 目次

第1章 総則

第2章 出店規定

第3章 企業ブース参画規定

第4章 料金・キャンセル規定

第5章 駐車・搬入・導線管理

第6章 安全管理・公共利用

第7章 禁止事項

第8章 個人情報の取扱い

第9章 写真・動画・SNS・掲載責任

第10章 協賛・共催・企業・行政連携

第11章 免責・運営判断・反社会的勢力排除・附則

---

# 第1章 総則

## 第1条 (目的)

本規約は、ひなたいち（以下「主催」という）が開催するイベントにおいて、安全性、公平性、公共性、継続性および地域価値の向上を重視し、出店者、企業、来場者、協賛者、共催者、後援者、関係者等が安心して参加・連携できる運営体制を定めることを目的とする。

ひなたいちは、地域活性化、交流促進、公共性の確保および持続可能なイベント運営を目指すものとする。

---

## 第2条 (適用範囲)

本規約は、ひなたいちに関わる以下の者に適用する。

1. 出店申込者
  2. 出店者
  3. 企業参画者
  4. 協賛者
  5. 共催者
  6. 後援者
  7. 来場者
  8. 関係者
  9. その他主催が必要と認める者
-

### 第3条（基本理念）

ひなたいちは、以下の理念に基づき運営を行うものとする。

1. 公平性のある運営
  2. 安全性の確保
  3. 公共空間および地域利用者への配慮
  4. 信頼関係の維持
  5. 継続可能なイベントづくり
  6. 地域・企業・行政との協調
  7. 来場者価値の向上
- 

## 第2章 出店規定

### 第4条（出店申込）

出店を希望する者は、主催が定める申込方法に従い、必要事項を申請するものとする。

主催は、安全管理、会場運営、出店内容、公共性、過去の運営履歴等を踏まえ、出店可否を判断することができる。

---

### 第5条（出店可否および審査）

主催は、以下のいずれかに該当する場合、申込拒否、審査保留、出店制限または出店取消を行うことができる。

1. 虚偽申請がある場合

2. 規約違反歴がある場合
  3. 公共性、安全性を損なうおそれがある場合
  4. 会場管理上支障がある場合
  5. 反社会的勢力、公序良俗違反等の疑いがある場合
  6. その他主催が不適切と判断した場合
- 

## 第6条（ブース利用）

出店者は、主催が定めたブース位置、利用範囲、導線、安全管理等に従うものとする。

主催は、安全管理、来場導線、公共利用、緊急対応等の観点から、ブース配置変更、利用制限等を行うことができる。

---

## 第7条（販売・展示・申請内容の遵守）

出店者は、事前申請した販売内容、展示内容、運営内容に従うものとする。

以下の行為は禁止する。

1. 無断販売内容変更
  2. 無断営業方法変更
  3. 許可外販売
  4. 許可外契約行為
  5. 主催未承認の営利行為
  6. 来場者に不利益を与える表示・販売行為
-

## 第 8 条（未成年者の出店）

18 歳未満の者は、単独での出店申込および単独出店を行うことはできない。

未成年者が出店を希望する場合は、保護者または法定代理人の同意を必要とし、主催が必要と判断する場合は同伴を求めることがある。

主催は、安全管理および運営管理上の観点から、未成年者の出店可否を判断できるものとする。

---

## 第3章 企業ブース参画規定

### 第9条（企業参画目的）

ひなたいちは、地域活性化、来場者価値向上、地域課題解決、公共性向上および社会的価値創出を目的として、企業参画を受け入れる場合がある。

企業参画は、営利のみを目的とせず、地域・来場者・公共性との調和を前提とする。

---

### 第10条（参画対象）

以下に該当する法人、企業、団体等を対象とする。

1. 地域企業
  2. 一般法人
  3. 事業者
  4. 教育関連団体
  5. 防災・福祉関連団体
  6. 観光・地域振興団体
  7. 行政連携事業者
  8. その他主催が適切と判断した団体
- 

### 第11条（参画可能内容）

原則として以下の参画を認める。

1. 商品・サービス案内

2. 展示
  3. 体験型企画
  4. 啓発活動
  5. サンプリング
  6. 地域 PR
  7. 防災・教育・福祉企画
  8. CSR 活動
  9. 協業企画
  10. 実演・デモンストレーション
- 

## 第 12 条（事前協議事項）

以下は、主催への事前相談および承認を必要とする。

1. 販売行為
2. 契約申込案内
3. 車両展示
4. 大型設備使用
5. 火気使用
6. 音響利用
7. 電源利用
8. 来場導線に影響する設備

9. その他主催が必要と判断する内容
- 

### 第 13 条（企業参画者の禁止事項）

企業参画者は、以下の行為をしてはならない。

1. 無断販売
2. 無断営業
3. 打合せ内容外の変更
4. 強引な営業・勧誘
5. 威圧的・迷惑行為
6. 許可外契約
7. 景観阻害
8. 騒音
9. 通路妨害
10. 危険行為
11. 公共性を損なう行為
12. 無断政治活動
13. 無断選挙活動
14. 宗教勧誘
15. 主催・地域・行政・来場者等の信用を損なう行為

## 第4章 料金・キャンセル規定

### 第14条（出店料および参画費）

出店者および企業参画者は、主催が定める出店料、参画費、協賛費、特別企画費等を支払うものとする。

料金は、ブース規模、設備利用、運営負担、安全管理、公共性等を踏まえ、主催が個別に設定できるものとする。

---

### 第15条（支払方法）

出店料、参画費、その他必要費用は、主催が指定する方法により支払うものとする。

振込、送金その他支払いに要する手数料は、申込者負担とする。

---

### 第16条（キャンセル規定）

出店者都合によるキャンセルについては、以下の基準に基づきキャンセル料を請求する場合がある。

1. 開催日の7日前から3日前まで：出店料の50%
  2. 開催日の2日前から前日まで：出店料の80%
  3. 開催当日：出店料の100%
  4. 無断キャンセル：出店料の100%および次回以降の出店申込制限または受付拒否
- 

### 第17条（キャンセル料請求および未払い対応）

キャンセル料が発生した場合、主催は登録メールアドレスその他合理的な連絡方法により請

求内容を通知するものとする。

支払期限までに未払いがある場合、主催は以下の措置を行うことができる。

1. 次回以降の出店制限
  2. 出店申込受付拒否
  3. 必要な範囲での損害対応請求
  4. その他合理的な運営管理措置
- 

#### **第 18 条（ブース解放および再受付）**

キャンセル、取消、未払いその他の理由により空いたブースについては、主催判断により再募集、再配置、再受付を行うことができるものとする。

---

## 第 5 章 駐車・搬入・導線管理

### 第 19 条（搬入および車両移動）

出店者は、荷物搬入・荷下ろし完了後、速やかに車両を出店者専用駐車場へ移動するものとする。

設営作業は、原則として車両移動後に行うものとする。

主催は、混雑、安全管理、来場者導線確保の観点から必要な指示を行うことができる。

---

### 第 20 条（駐車場利用）

主催は、必要に応じ出店者専用駐車場および一部優先駐車場を設定する場合がある。

優先駐車対象例：

1. 身体障がい者
2. 妊婦
3. 後期高齢者
4. その他主催が必要と判断した者

出店者は、指定された駐車位置および利用ルールに従うものとする。

---

### 第 21 条（緊急導線および駐車禁止区域）

会場北西、南西、西側、入口その他主催が指定する区域は、緊急車両導線・安全確保のため駐車禁止区域とする。

違反車両が安全管理上支障となる場合、主催は必要に応じ、移動措置、誘導、改善指示等を

行うことができる。

## 第 22 条（搬出・撤収・途中撤収）

1. 出店者、企業参画者その他関係者は、イベント終了後、主催が定める導線・指示に従い、安全に搬出・撤収を行うものとする。
2. **14 時以前の自己判断による撤収・片付け開始は原則禁止** とする。  
やむを得ない事情により途中撤収が必要な場合は、主催へ連絡し、指示を受けた上で行うものとする。
3. 搬出・撤収時は、来場者、一般利用者、他出店者、企業参画者、周辺施設利用者等の安全確保を優先し、通路占有、危険行為、妨害行為を行ってはならない。
4. 出店者および企業参画者は、机、椅子、備品、展示物、資材、ゴミその他持込物を撤去し、**原状回復に努めるものとする。**
5. 会場内・周辺への放置物、残置物、ゴミ等は、原則として各当事者責任で回収・処理するものとする。
6. **会場占有時間は 17 時まで** とし、参加者は原則として 17 時を目安に搬出・撤収へ協力するものとする。
7. ただし、会場片付け、備品整理、ゴミ拾い、安全確認、運営補助その他主催が必要と認める作業に協力する出店者、企業参画者または来場者については、主催判断により撤収時間を延長する場合がある。
8. 車両を使用する場合は、主催が指定する導線、駐車位置、安全管理上の指示に従うも

のとする。

9. 無断放置、著しい安全妨害、撤収遅延、または主催指示に従わない行為が確認された場合、主催は改善指導、出店制限、参画制限、参加不可その他合理的措置を行うことができる。
-

## 第6章 安全管理・公共利用

### 第22条（安全管理）

主催は、来場者、出店者、企業参画者、関係者等の安全確保に努めるものとする。

必要に応じて、導線変更、配置変更、販売停止、混雑緩和、入場制限等を行うことができる。

---

### 第23条（公共空間利用および譲り合い）

ひなたいちは、公園・公共空間・周辺利用者との共存を大切にする。

出店者、来場者、企業参画者は、公共利用者、近隣利用者、一般来場者への配慮および譲り合いの精神を持って参加するものとする。

---

### 第24条（緊急時対応）

災害、事故、行政指導、危険行為、混雑、その他安全上必要な場合、主催は中止、延期、誘導、避難、販売停止、配置変更等の合理的対応を行うことができる。

参加者は、主催の安全指示に従うものとする。

---

## 第7章 禁止事項

### 第25条（禁止事項）

参加者、出店者、企業参画者、関係者は、以下の行為を行ってはならない。

1. 虚偽申告
2. 無断販売
3. 無断営業

4. 無断内容変更
5. 強引な営業・勧誘
6. 威圧的・迷惑行為
7. 危険行為
8. 騒音、景観阻害
9. 通路妨害
10. 公共利用者への迷惑行為
11. 暴力的行為
12. 脅迫的行為
13. 政治活動
14. 選挙活動
15. 主催の承認を得ない挨拶回り・演説・広報活動
16. 宗教勧誘
17. 署名活動等の未承認活動
18. 主催・来場者・企業・行政・地域等の信用を損なう行為
19. その他主催が不適切と判断する行為

## 第 8 章 個人情報の取扱い

### 第 26 条（個人情報の取得）

主催は、イベント運営、申込管理、安全管理、連絡対応その他合理的な運営目的の範囲で、必要な情報を取得することがある。

取得対象例は以下のとおりとする。

1. 氏名
2. 住所
3. 生年月日
4. 電話番号
5. メールアドレス
6. 出店内容
7. 企業情報
8. 緊急連絡先
9. その他申込・安全管理上必要な情報

---

### 第 27 条（利用目的）

取得した個人情報は、以下の目的で利用する。

1. 出店申込管理
2. 出店確認
3. QR 受付・予約管理

4. 緊急連絡
  5. キャンセル料請求・未払い対応
  6. 行政・安全管理対応
  7. 事故・苦情対応
  8. 運営改善・統計管理
  9. 問い合わせ対応
  10. その他合理的な運営目的
- 

#### **第 28 条（管理および第三者提供）**

主催は、取得した個人情報を適切に管理し、法令上必要な場合、行政機関からの正当な要請がある場合、または安全管理上合理的必要性がある場合を除き、第三者へ不必要な提供を行わない。

---

## **第 9 章 写真・動画・SNS・掲載責任**

#### **第 29 条（会場撮影）**

ひなたいちは公共空間を活用したイベントであり、来場者、出店者、企業参画者、報道関係者、一般利用者等による撮影が行われる場合がある。

主催は、合理的な範囲で安全配慮および運営管理を行う。

---

#### **第 30 条（SNS・外部掲載）**

来場者、出店者、企業参画者、報道関係者、第三者等により、写真・動画・SNS・ブログ・動

画配信・Web 媒体その他外部媒体へ掲載される場合がある。

主催は、第三者による掲載内容、転載、拡散、引用、二次利用等について責任を負わない。

参加者は、公開空間イベントであることを理解した上で参加するものとする。

---

### 第 31 条（肖像・撮影・SNS トラブル）

写真撮影、動画撮影、SNS 掲載、ブログ掲載、第三者転載、肖像権、プライバシー、二次拡散その他撮影・掲載に関連して発生したトラブルについて、主催は故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わない。

特に、コスプレ参加者、撮影対象者、掲載者、SNS 利用者、第三者間で生じる肖像・掲載トラブルについても、原則として当事者間で解決するものとする。

主催は、安全管理およびイベント秩序維持の観点から、必要に応じて注意喚起、改善指示、制限措置等を行うことができる。

## 第 10 章 協賛・共催・企業・行政連携

### 第 32 条（協賛・共催・参画）

ひなたいちは、地域活性化、安全管理、公共性向上、来場者価値向上、地域振興および継続可能な運営のため、企業、団体、教育機関、行政機関、地域関係者等と協賛、共催、後援、参画その他連携を行う場合がある。

---

### 第 33 条（企業参画）

企業参画は、来場者価値向上、地域振興、安全性向上、体験提供、社会的価値創出、防災・福祉・教育・地域課題解決等を目的として実施できる。

ただし、主催はイベント趣旨、公平性、公共性、来場者保護、景観、安全管理等を踏まえ、内容制限、配置調整、販売制限、参画条件設定等を行うことができる。

---

### 第 34 条（保険加入推奨）

企業参画者、高リスク出店内容を扱う参加者、設備使用を伴う参加者、体験提供を行う参加者等については、必要に応じてイベント保険、賠償責任保険その他適切な保険加入を推奨する。

ひなたいち全体保険の対象外となる事故、過失、企業独自活動、設備事故、契約行為その他各参画者の責任範囲に属する事項については、原則として各当事者が責任を負うものとする。

---

## 第 11 章 免責・運営判断・反社会的勢力排除・附則

### 第 35 条（主催判断権）

主催は、安全管理、公共性、行政対応、公園利用、港湾利用、混雑、信用保護、ブランド保護、近隣配慮、地域配慮、運営合理性その他必要な観点から、配置変更、利用制限、出店取消、販売停止、誘導変更、参画制限その他合理的判断を行うことができる。

---

### 第 36 条（免責）

天候、災害、事故、行政指導、公園利用制限、港湾・施設管理判断、第三者行為、通信障害、SNSトラブル、交通事情、混雑、来場者行為、その他主催の合理的管理外要因による損害について、主催は故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わない。

---

### 第 37 条（反社会的勢力排除）

反社会的勢力、暴力団関係者、準ずる関係者、または主催が社会的信用上不適切と合理的に判断する者の参加、出店、協賛、営業、参画、接触行為を禁止する。

判明した場合、主催は即時取消、退場、申込拒否、参画停止その他必要措置を行うことができる。

---

### 第 38 条（規約改定）

主催は、法令改正、行政対応、運営改善、安全管理、社会情勢、法人化、地域事情、会場事情等に応じ、本規約を合理的範囲で改定できる。

改定後の規約は、主催が Web サイト、申込画面、通知等の合理的方法で周知した時点より効

力を生じるものとする。

---

### 第 39 条（附則）

本規約は、2026 年 5 月 22 日に制定し、同日より施行する。